若者文化振興事業費補助金交付要綱

（目的）

第１　若者による文化芸術活動が活発になることにより、県全体の文化芸術の新たな魅力を高めるため、県内各地で若者が主体となる機会を創出する文化芸術イベント（以下、「若者文化関連イベント」という。）を開催する者に対し、予算の範囲内において、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

（定義）

第２　この要綱において「若者」とは岩手県出身若しくは在住、又は岩手県に活動拠点がある概ね高校生以上40歳未満の者をいう。

（補助金の交付対象及び補助額）

第３　この補助金の交付の対象となる「若者文化関連イベント」（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとし、補助対象経費及び補助額は、別表１のとおりとする。

（１）　文化芸術活動に取り組む若者の発表及び相互交流の場となる文化芸術イベント等を開催する事業であること。

（２）　参加者を限定しないイベント等であること。

（３）　将来、継続及び発展させる計画を有するイベントであること。

２　補助事業者は、次に掲げる要件を全て満たす非営利目的の団体とする。ただし、法人格の有無は問わないものとする。

（１）　定款や規約を有し、かつ、団体の責任者が明確であること。

（２）　会計に関する規程を持ち、かつ、適切に会計処理を行う能力を有すること。

３　前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する団体に対して、補助金を交付することができない。

（１）　専ら営利を目的とする団体

（２）　特定の宗教の信仰、礼拝、普及等の宗教的活動を行うことを本来の目的とする団体

（３）　代表者又は役員に、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（岩手県の行政事務からの暴力団の排除に関する要綱（平成23年９月１日付け人第242号）第４に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）に該当する者がある団体

（補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更）

第４　規則第６条第１項第１号及び第２号に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

（１）　別表中「要件等」欄の各号ごとに補助対象経費の２割を超えない経費の増減を行う場合

（２）　事業計画の細部の変更であって補助金の額に影響を及ぼさない場合

（申請の取下期日）

第５　規則第８条第１項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（前金払）

第６　補助事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、別に定める若者文化振興事業費補助金前

金払請求書に関係する書類を添えて、提出しなければならない。
２　前項の前金払は補助金額の９割を上限とする。

（立入検査等）
第７　知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
２　補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならない。

（書類の整備等）
第８　補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間これを保存しなければならない。

（提出書類及び提出期日）
第９　規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第２のとおりとする。

（その他必要な事項）
第10　補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附　則
この要綱は、平成29年４月１日から施行する

附　則
この要綱は、平成30年４月１日から施行する

別表１（第３関係）

区　分	要件等
１　補助対象経費 　事業を実施する者が支出する助成対象事業に係る直接経費のうち、実績報告時に請求書、領収書、支出伺い、振替伝票等により、日付、支払者、内容（明細）、金額等が確認できるものを補助対象事業経費とする。	（1）　報酬・賃金・共済費 　　専ら申請事業に従事する職員の雇用等に要する経費 （2）　報償費 　　出演者・講演講師等謝金、演出料、舞台監督料等 （3）　旅費 　　出演者等交通費、出演者等宿泊費、出演交渉旅費等 （4）　需用費 　　消耗品費、燃料費、印刷製本費等 （5）　役務費 　　広告宣伝費、通信運搬費、保険料、振込手数料、記録費等 （6）　委託料 　　外部への業務の一部委託に要する費用（会場・舞台設営費、音響・照明費等） （7）　使用料 　　会場借上料、車両借上料、備品等借上料、著作権料等 （8）　その他別に定める事業計画書において必要と認められる経費
２　補助対象経費として認められない経費	（1）　補助金交付申請年度と異なる会計年度に属する経費 （2）　楽器・備品の購入費 （3）　コンテスト入賞賞金・賞品等にかかる経費 （4）　レセプション・パーティに係る経費、打ち上げ費、手土産代、その他の飲食関係費（ケータリングを含む。） （5）　事務局経常費（事務所維持費、職員給与等） （6）　その他、補助対象として適当でないと知事が判断したもの。
３　補助金額	補助対象経費から入場料等収入（名称のいかんに関わらずイベントの参加者が負担する金額）、協賛金及び他団体等からの補助金等（名称のいかんに関わらず事業を実施しようとする団体以外の者及び団体等から補助された金額）を控除した額又は80 万円（入場料等収入がないときは100 万円）のいずれか低い額を上限額とする。

別表２（第９関係）

条　項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提 出 期 日
規則第４条の規定による書類	若者文化振興事業費補助金交付申請書 １　事業計画書 ２　収支予算書 ３　その他広域振興局長が必要と認める書類	別に定める	１部 １部 １部	別に定める。
規則第６条第１項第１号、第２号及び第３号の規定により承認を受ける場合の書類	若者文化振興事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書 １　事業計画書 ２　収支予算書	別に定める	１部 １部 １部	当該事業の変更（中止、廃止）の理由が生じた日から15日以内
規則第13条第１項の規定による書類	若者文化振興事業費補助金請求書 １　事業実績報告書 ２　収支精算書 ３　精算額内訳書	別に定める	１部 １部 １部 １部	当該事業を完了した日（規則第６条第１項第３号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）から起算して１月を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた年度の３月31日のいずれか早い日まで